

福島県労福協発第32号
2006年12月18日

福島県知事 佐藤雄平 様

福島県労働福祉協議会
会長 羽田則男

要 請 書

県政発展と県民生活向上に向け尽力されている貴職に敬意を表します。
同時に、日頃から福島県労働福祉協議会がすすめる、相互扶助の精神に基づく勤労者の生活と福祉の向上にむけた活動に、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、県内の経済状況は緩やかながら持ち直しの動きが続き、一部製造業などで好調な動きも見受けられます。しかし、原油の高騰や原材料費の高騰、加えて貸出金利の上昇傾向や公共投資の減少などの諸要因により、地方にあっては景気回復を実感できる環境には至ってはいません。

また、雇用状況も完全失業率が4.1%（2006年10月末）で若干の改善傾向にあるものの、有効求人倍率は全国平均が1.08倍にあり県内では0.89倍と厳しい環境にあります。具体的比較で都市部と地方の求人格差も表れてきています。

さらに、県民生活では地域間・雇用形態による所得などの格差が拡大しつづけるなか、社会保障費の負担増、給付削減や定率減税の縮小・廃止など「高負担・低福祉」となり、不安が増大すると同時に日々苦しさを増しています。
県民が安心して安全に暮らせる具体的対策が早急に求められています。

福島県労働福祉協議会は、加盟構成団体が勤労県民の立場にたった検討を深め要請事項をとりまとめました。

つきましては、要請内容について2007年度（平成19年度）の県政執行ならびに予算編成にあたり、主旨を十分勘案され反映されますよう要請いたします。

記

1. 相互扶助の精神により、勤労県民の生活と福祉の向上を目的とする当協議会への事業補助金の増額を図られたい。

2. 福島県労働運動史の発刊について

福島県労働運動史は、第10巻（昭和45年1月～昭和49年12月の対象期間）が平成10年1月29日に発刊されています。

以降の運動史について、貴重な歴史資料の役割を果たしてきたことから継続発刊を要請します。

3. クレ・サラ（消費者金融）問題は現在大きな社会問題となっています。そのために

当協議会を窓口にして『高校生のための消費者講座』を開講し、社会に出る前の学生を対象に、消費者教育の一環として2005年度（平成17年度）から実施しています。若者のカード破産や悪徳商法による違法行為で被害は後を絶たない状況にあります。

したがって、『高校生のための消費者講座』を継続開催し、被害に遭わないための対策をすすめることから下記事項について特段の配慮を要請します。

(1) クレジット・サラ金被害の未然防止にむけて、賢い消費者になるための教育・啓発活動の普及・充実を図るため、2007年度も継続実施をすすめていきますので、県内の各高校に対する本講座の周知と開講について周知方を要請します。

(2) 県が主催する高等学校教職員関係者の会議などでの本講座の紹介を要請します。

4. 「勤労者互助会及び中小企業勤労者福祉サービスセンター活動強化」の要請について

(1) 中小企業・零細企業の勤労者にとって唯一とも言える、文化・福祉を提供する団体である勤労者互助会および中小企業勤労者福祉サービスセンターの活動は、市町村の財政問題や合併問題などで停滞している現状にあります。

したがって、これらの団体に対する一層の指導強化を図られたい。

(2) 中小企業勤労者福祉サービスセンターの設立には人口や会員数などの基準により、現在の4市のサービスセンター以外は基準に達せず、4市以外の中小企業・零細企業の勤労者は、充実したサービスセンターの福祉施策を活用できない状況にあります。

したがって、本旨に基づく充実したサービスが多く勤労者が享受できるよう、近隣市町村で構成する「広域サービスセンター」の設立に指導を強化されたい。

5. 「医療・介護・福祉」の充実に向けた要請について

(1) 看護師の養成と働きつづけられる環境整備について

① 計画に基づく看護師養成学校の定員増を図られたい。

② 病院勤務看護師の勤務実態調査を行い、看護師が働きつづけられる環境づくりを推進されたい。

(2) 国民健康保険税額、滞納者、所得の状況など実態調査を行い、資格証、短期保険証の発行を機械的に行わないよう市町村への指導を徹底されたい。

(3) 介護保険について

- ① 介護保険料滞納の実態調査を実施し、介護が受けられない事態が機械的処理により生じることの無いよう指導を強化されたい。
 - ② 包括支援センターで介護予防ケアマネジメントを処理しきれない状況が発生しています。実態の把握に努め支障が生じることの無いよう対処されたい。
 - ③ ケアマネージャーの取り扱いケアプラン数が制限されたため介護難民が発生しています。ケアマネージャー養成計画を作成し適正な配置を講じられたい。
- (4) 2006年10月実施の患者負担増、とくに70歳以上の医療療養病床高齢者の食費・居住費の負担軽減策を講じられたい。
同時に、高額療養費の自己負担限度額引上げに伴う軽減策を講じられたい。
- (5) 療養型病床は2012年まで大幅縮小されることになったが、県内の計画作成と実施にあたっては療養型病床の果たす役割を十分踏まえ慎重に扱われたい。
- (6) 医療事故調査・防止のための第三者機関設置の、厚生労働省のモデル事業に福島県も参加し実現のため努力されたい。

6. 「福島県消費生活条例」に基づく「福島県消費者基本計画」を早急に策定されたい

平成16年6月に消費者基本法が成立し、平成17年度から21年度までの5年間を対象に消費者基本計画が定められました。

福島県では、消費者基本法の主旨を活かした「福島県消費生活条例」の改正を行い、平成16年10月から施行されています。

県民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、検証・評価・監視ができるアクションプラン型の消費者基本計画を策定し実施されたい。